

意見募集案件	北広島市 DX(デジタルトランスフォーメーション)基本計画(案)について
担当課	総務部行政管理課 電話 011-372-3311(内線 3504)

意見募集期間	令和5年2月1日(水) から 令和5年3月2日(木) まで
原案の公表場所 (閲覧・配布)	◇市役所(行政管理課)及び各出張所 ◇エルフィンパーク市民サービスコーナー、図書館(本館)、中央公民館 ◇北広島団地住民センター、ふれあい学習センター(夢プラザ) ◇市ホームページ、広報北広島2月1日号(概要のみ)
意見の提出方法 ・提出先	<ul style="list-style-type: none"> ・書面(様式自由)による提出 ・持参、郵送、ファクス、電子メールのいずれか ・意見提出者は、住所・氏名・電話番号・対象案件を記入のこと(住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。) <p>北広島市役所 3階 総務部行政管理課 郵便番号 061-1192 (住所不要)、ファクス 011-376-9091、 電子メールアドレス: gyouseik@city.kitahiroshima.lg.jp</p>
検討結果の公表 予定時期	令和5年3月頃 ※提出意見(提出がなかった場合は、その旨)、提出意見を検討した結果及びその理由をホームページにて公表します。
対象となる政策等 の内容	<p>(1) 案を作成した趣旨、目的、理由 デジタル技術を活用し、一人ひとりのニーズに合った人に優しいデジタル社会の実現に向けて本市の施策の指針となる計画を策定しました。 つきましては、本計画(案)に対する皆様のご意見をお聞かせください。</p> <p>(2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要) 国や北海道の施策に加えて本市が独自に行う施策を定めております、詳細については、別紙「本計画(案)」をご参照願います。</p> <p>(3) その案の根拠となる法令の規定 ・情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律 ・デジタル社会形成基本法 など</p> <p>(4) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等) デジタル技術の活用により行政手続や市民生活の利便性が向上します。</p> <p>(5) その他(他自治体における類似事例など、検討の参考となる情報) 国が進める施策であるため、全国の市町村においてもデジタル社会の実現に向けた計画の策定や施策の実施がされています。</p>
対象となる政策等 の原案	・北広島市 DX 基本計画(案)
その他	・皆様のご意見を参考に、令和5年4月に本計画の公表を行います。